

三木町国土強靱化地域計画

令和2年8月

香川県三木町

目 次

はじめに

I 計画策定の趣旨、位置付け

- 1-1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 計画策定の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 計画の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-4 計画策定の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 計画の基本的な考え方

- 2-1 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

III 町の地域特性及び災害想定

- 3-1 位置・地形・地質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3-2 気象概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3-3 人口（将来推計）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

IV 本計画で想定する自然災害

- 4-1 風水害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4-2 地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

V 脆弱性評価

- 5-1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5-2 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5-3 目標と起きてはならない最悪の事態・・・・・・・・・・ 10
- 5-4 脆弱性評価の実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

VI 国土強靱化の推進方針

- 6-1 国土強靱化に向けた施策の分野…………… 13
- 6-2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針…………… 13

VII 計画の推進と見直し

- 7-1 計画の推進…………… 29
- 7-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進…………… 29
- 7-3 計画の見直し…………… 31

添付資料1 プログラムごとの推進方針…………… 32

添付資料2 プログラムごとの脆弱性評価結果…………… 51

添付資料3 施策分野ごとの脆弱性評価結果…………… 67

用語の解説…………… 73

はじめに

我が国は、これまで阪神淡路大地震や東日本大震災、平成30年7月豪雨など、大規模な自然災害を何度も経験し、そこから得られた教訓を踏まえて様々な対策を講じてきた。しかしながら、気候変動による局地的な短時間豪雨災害等の頻発化・激甚化や、南海トラフ巨大地震の発生などが懸念される中、これまでのように、甚大な被害から長期間にわたる復旧・復興を繰り返す事態を避けるために、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築しておくことが重要である。

こうした中、国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定された。また、香川県においても平成27年12月に「香川県国土強靱化地域計画（以下、「県計画」という。）」が策定された。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者、住民などが総力をあげて強靱な地域づくりを推進していく必要があることから、本町においても、強靱化に関する取組を計画的に推進していくための指針となる「三木町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定した。

本計画は、様々な分野の委員からなる「三木町防災会議」において、各委員の意見や提言を適切に反映し、策定を行った。今後は、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を効果的に推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていくこととする。

I 計画策定の趣旨、位置付け

1-1 計画策定の趣旨

近年、東日本大震災等の大規模地震をはじめ、集中豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつある。本町においても、南海トラフ地震や大規模な風水害が発生した場合の対策が喫緊の課題となっている。

このような中、国の「基本計画」や、香川県の「県計画」などが策定され、あらゆる大規模自然災害に対して、人命の保護を最大限に図りつつ、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるよう被害の最小化を図り、迅速な復旧復興へとつなげていくための「国土強靱化」に向けた取組が進められている。

本計画は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本町の強靱化に関する施策を、基本計画や県計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

1-2 計画策定の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第5次三木町振興計画との整合を図りながら、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。また、国土強靱化法第14条の規定により、本計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

国土強靱化の推進においては、大規模広域災害時に「公助の限界」が明らかになった東日本大震災等の教訓を踏まえ、「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせることが必要であることから、行政のみならず、住民及び、民間事業者、NPOなど（以下「事業者」という。）が適切に連携及び役割分担し、対策に取り組むこととする。

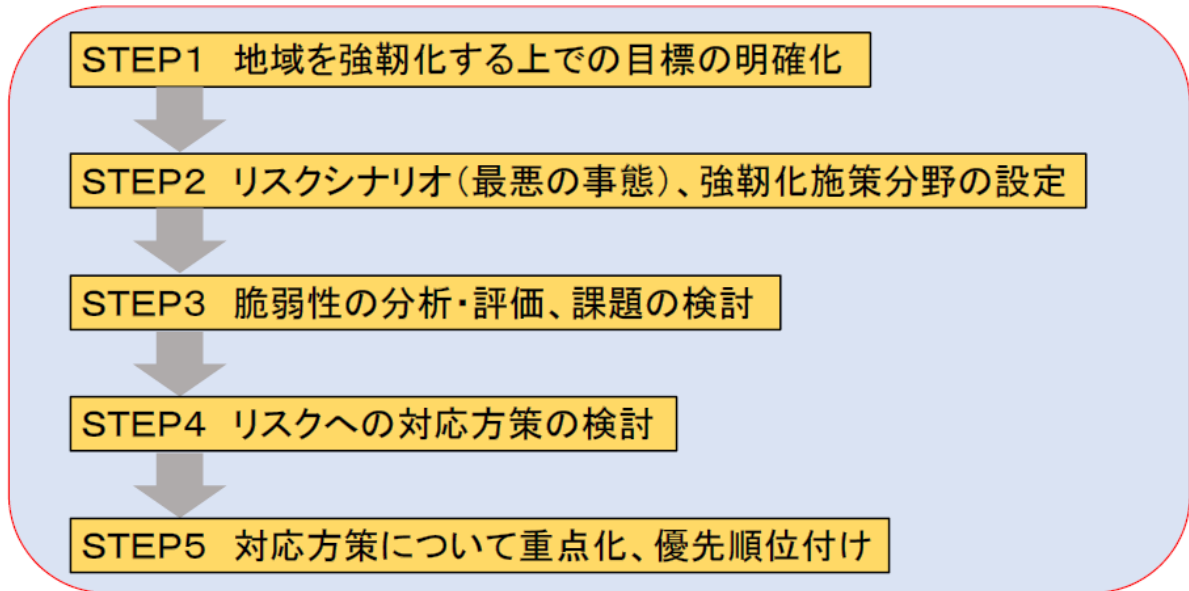
1-3 計画の推進期間

本計画は、基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。
なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

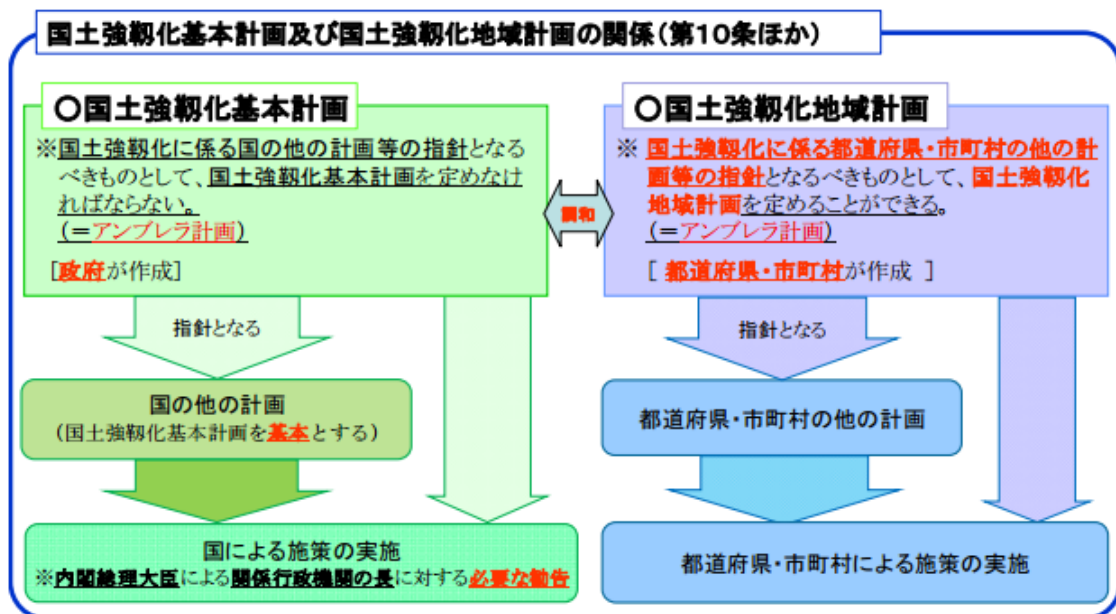
1-4 計画策定の手順

図に示す5つのステップにより地域計画を策定することとする。

Plan



[参考]国土強靱化に関する計画の体系



Ⅱ 計画の基本的な考え方

2-1 基本的な方針

本計画の策定にあたり、まず、計画策定の対象範囲としての最悪の事態の要因を「南海トラフを震源とした最大クラスの地震」と「大規模な風水害」に設定し、庁内各部局において、これらの要因の対応に向けた取組みを横断的かつ総合的に推進することとする。

2-2 計画の基本目標

国の「基本計画」や、香川県の「県計画」を踏まえ、本計画の基本目標を以下のように定める。

【いかなる大規模災害が発生しようとも】

- ① 住民の生命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態として、地震等での建物等の倒壊や火災発生、大規模な土砂災害等による死傷者の発生、風水害による死傷者の発生、情報伝達不足による避難行動の遅れでの死者数の発生が想定されるため、全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や避難の迅速化、大規模風水害や地震発生後の市街地での大規模火災への対応強化を図る必要がある。
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等を迅速に行うため、また、食料やエネルギーの安定供給、企業の生産力低下を防ぐため、生活・経済活動を維持するために必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保することや、行政機関の職員の被災による機能の大幅な低下を避ける必要がある。
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
家屋等の転倒・住宅等の火災や浸水をはじめ、経済活動域への重大な影響を避ける必要がある。また、公共施設は避難場所や防災施設として活用されるものであり、被害が最小となるよう耐震化を進める必要がある。
- ④ 町の迅速な復旧・復興を可能にする
ため池や防災施設の損壊・機能不全による制御不能な二次災害を発生させないことや、大量に発生する災害廃棄物処理の停滞、道路等の基幹インフラの損壊、地盤沈下による長期間の浸水被害の発生などにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける必要がある。

Ⅲ 町の地域特性及び災害想定

3-1 位置・地形・地質

本町は香川県の東部にあり、北と西と南西は高松市、東はさぬき市、南東は徳島県美馬市と境を接する。北部から中南部にかけては高仙山に水源を発する新川水系の流域で、南部は香東川流域、一部は吉野川流域となっている。

町の中心にある三木町役場の位置を「国土地理院2万5千分の1地形図」で見ると、北緯34度16分5秒、東経134度8分14秒、標高は25メートルの等高線が付近を通過している。

面積は75.78平方キロメートル、東西は5.8キロメートル、南北は18.4キロメートルで、南北に細長い形をしており、北部が丘陵地、中央部が平野、南部が山間地域となっている。町の中央部を東西に通っている長尾街道に沿って、三木町役場、高松東警察署等の官公庁がある。

また、町南部の山ぎわには、東西約24キロメートルにわたり長尾断層が存在しているが、政府の地震調査研究推進本部によると、今後30年以内の発生確率は0パーセントとされている。

3-2 気象概況

本町は、典型的な瀬戸内気候区にあり、夏、冬ともに季節風が中国山地と四国山地に遮られるため、年間を通して降水量が少なく晴天の日が多く、冬も温暖である。また、空梅雨ともなれば、盛夏の日照りとなり、深刻な水不足に見舞われることがある。過去5年間の年間平均降水量は1,342.9mmであり、月別には台風の接近が多い6月から10月にかけて多く降る傾向にある。

3-3 人口（将来推計）

本町の人口は、平成17年（2005年）の28,790人をピークに、以降減少に転じ、平成27年（2015年）の国勢調査では27,684人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、急速に人口減少が進み、令和12年（2030年）には25,000人を割り込み、令和32年（2050年）には20,000人を割り込むとされている。

また、年齢3区分別人口は、14歳以下人口や15歳～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の人口は増加しており、高齢化率（総人口に占る65歳以上人口の割合）は、平成12年（2000年）の20.6%が平成27年（2015年）には29.0%に上昇している。今後の推計では、令和27年（2045年）に41.9%まで上昇すると見込まれている。

IV 本計画で想定する自然災害

4-1 風水害

本町の過去の自然災害のうち特に被害が大きいのは大雨及び台風によるものである。本町は、地理的特性として比較的災害が少ない地域であるものの、6月から8月にかけて四国地方に台風が接近・上陸する機会が多く、その進路や勢力によっては多大な被害をもたらすことがある。

(想定災害)

本町においては、近年における既往の風水害のうち、最大規模であった昭和62年10月16日から17日にかけて発生した台風19号災害、平成16年10月20日の台風23号災害と同程度の規模の災害を想定災害とする。

〈想定災害総括表〉

| 項目 | 昭和62年10月16日～17日 台風19号災害 | 平成16年10月20日 台風23号災害 |
|------------|--|--|
| 降雨状況 | 【讃岐消防本部】 累計雨量 244.6mm 最大時間雨量 40.0mm 【長尾】 累計雨量 343.5mm 最大時間雨量 64.5mm | 【三木】 累計雨量 325.0mm 最大時間雨量 52.0mm 【中山】 累計雨量 381.0mm 最大時間雨量 53.0mm |
| 河川 最高水位 | 観測データ無し | 【平木橋：新川】 2.22mm (20日16時) 【井戸川橋：鴨部川】 2.76mm (20日16時) |
| 人的被害 | 死者・負傷者 0人 | 死者・負傷者 0人 |
| 住家被害 | 全壊 6棟 半壊 6棟 一部破損 159棟 床上浸水 171棟 床下浸水 602棟 | 全壊 3棟 半壊 0棟 一部破損 62棟 床上浸水 186棟 床下浸水 476棟 |

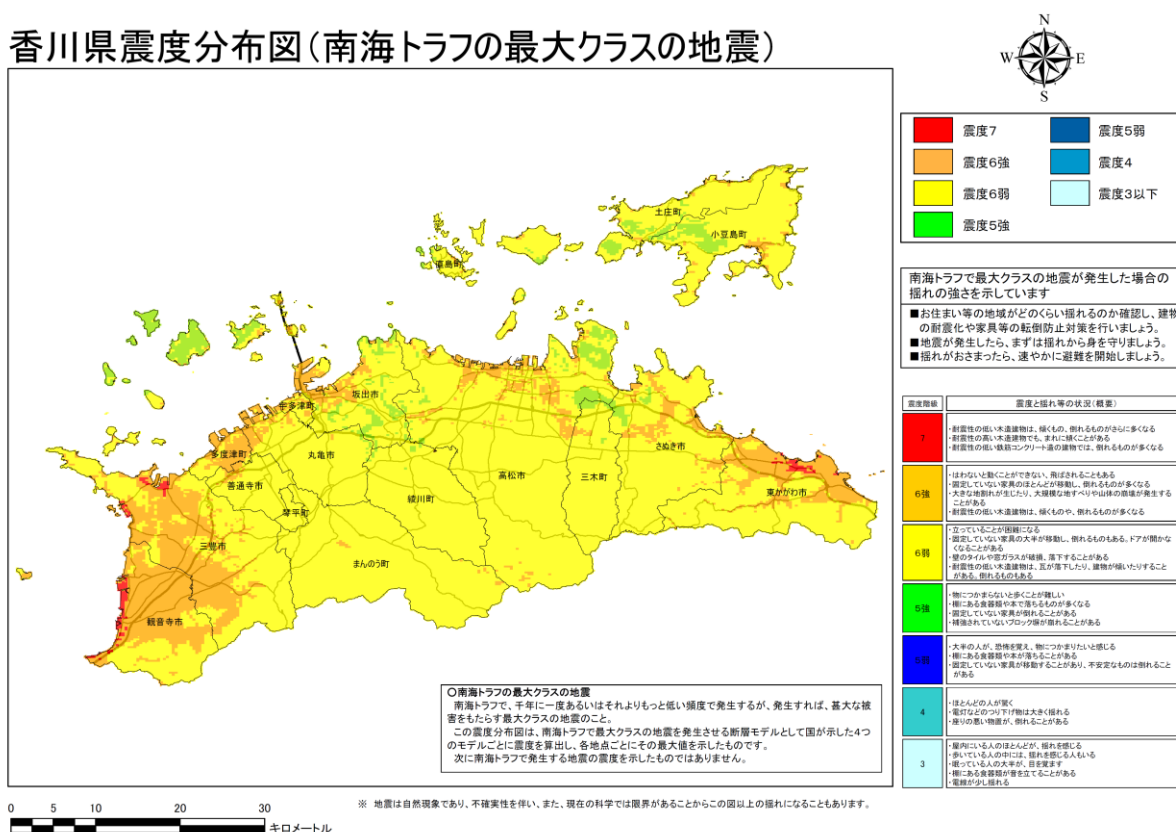
4-2 地震

1985年から2014年までの30年間における震度5弱以上の地震発生回数が全国の301回に対して香川県は2回しかなく、当地は地震の発生が少ない地域であるといえる。しかしながら、昭和21年に発生した南海地震においては、高松市で震度5の強震を記録するなど、南海トラフ沖を震源とする大規模巨大地震をはじめとして、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することは十分考えられる。

(想定災害)

本町においては、今後30年以内の発生確率が70パーセントから80パーセントとされている「南海トラフ地震」を想定被害とする。

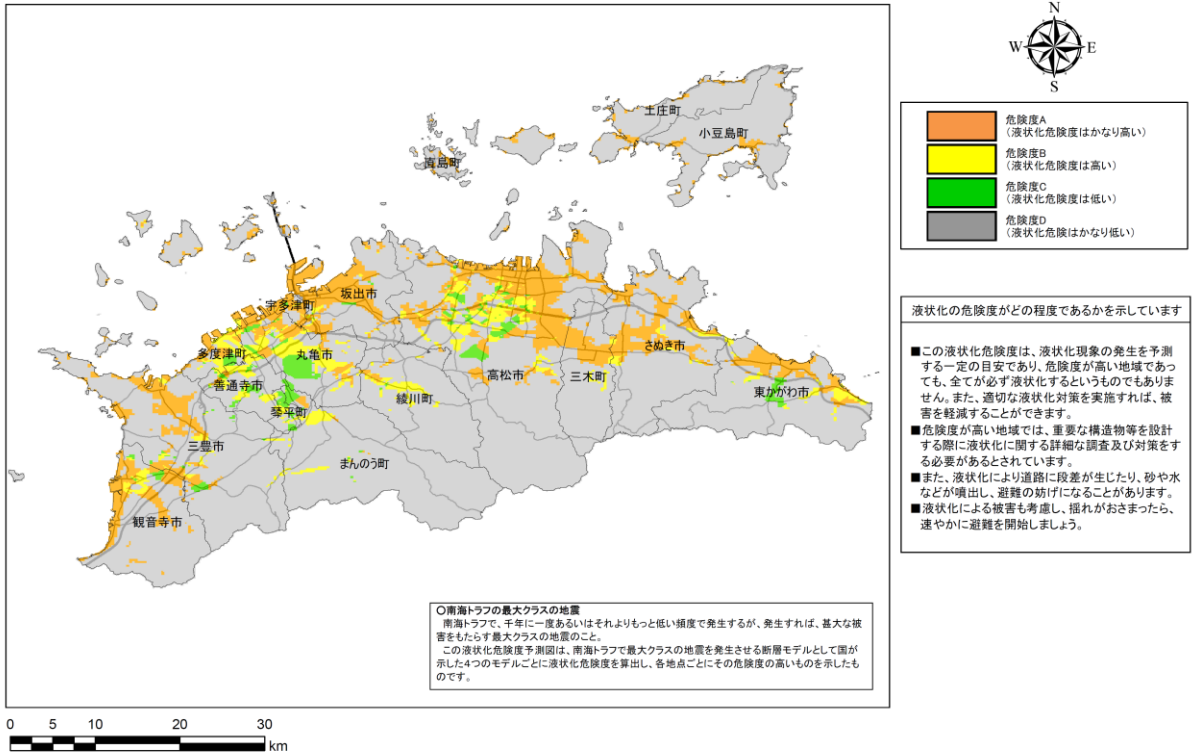
香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



出典：香川県地震津波被害想定（第一次公表）

南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合、本町では、ほとんどの地域において震度6弱の揺れが予想されている。また、一部地域においては、震度6強の揺れが予想されている。

香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



出典：香川県地震津波被害想定（第一次公表）

南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合、町の中央部を東西に通っている主要幹線道路を含む広い範囲において、液状化危険度がかなり高いと予想されている。

南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による被害想定

| 被害種別 | 被害条件 | 被害項目 | 被害想定結果 (香川県全体) | 本町の被害想定結果 | |
|---------------|----------------|--------|-------------------|-----------|----------|
| 建物被害 (全壊) | 冬 18 時に発災 | 揺れ | 25,000 棟 | 160 棟 | |
| | | 液状化 | 2,500 棟 | 70 棟 | |
| | | 津波 | 2,000 棟 | — | |
| | | 急傾斜地崩壊 | 220 棟 | * | |
| | | 地震火災 | 5,700 棟 | * | |
| 人的被害 | 死者数 冬深夜に発災 | 建物倒壊 | 1,600 人 | 10 人 | |
| | | 津波 | 4,600 人 | — | |
| | | 急傾斜地崩壊 | * | * | |
| | | 火災 | 40 人 | * | |
| | | ブロック塀等 | * | * | |
| | 負傷者数 冬深夜に発災 | 建物倒壊 | 16,000 人 | 240 人 | |
| | | 津波 | 3,100 人 | — | |
| | | 急傾斜地崩壊 | * | * | |
| | | 火災 | 20 人 | * | |
| | | ブロック塀等 | * | * | |
| | 自力脱出困難者・要救助者 | | 揺れに伴う自力脱出困難者 | 5,400 人 | 40 人 |
| | | | 津波による要救助者 | 400 人 | — |
| | ライフライン被害 | 上水道断水 | 断水人口 | 763,000 人 | 20,000 人 |
| 断水率 | | | 78% | 75% | |
| 下水道支障 | | 支障人口 | 141,000 人 | 340 人 | |
| | | 支障率 | 28% | 7% | |
| 電力停電 | | 停電軒数 | 587,000 軒 | 15,000 軒 | |
| | | 停電率 | 99% | 99% | |
| 通信不通（固定・携帯電話） | | 不通回線数 | 190,000 回線 | 5,700 回線 | |
| | | 不通回線率 | 78% | 94% | |
| | | 停波基地局率 | 70% | 100% | |
| 都市ガス停止 | | 供給停止戸数 | 58,000 戸 | — | |
| | | 供給停止率 | 68% | — | |
| 交通施設被害 | 道路被害 (緊急輸送) | 被害箇所 | 690 箇所 | 20 箇所 | |

| | | | | |
|--------|----------------|--------|-----------------------------|-----------|
| 交通施設被害 | 鉄道被害 | 被害箇所 | 510 箇所 | 10 箇所 |
| | 湾岸被害 | 湾岸被害箇所 | 100 箇所 | — |
| 生活への影響 | 避難者 | 避難所 | 119,000 人 | 350 人 |
| | | 避難所外 | 80,000 人 | 230 人 |
| 災害廃棄物 | 災害廃棄物等 | 災害廃棄物 | 1,851,000 トン | 15,000 トン |
| | | 津波堆積物 | 2,473,000 ～ 3,956,000 トン | — |
| その他の被害 | エレベーター の停止数 | | 1,200 棟 | 20 棟 |
| | 危険物 | 火災 | * | * |
| | | 流出 | 10 | * |
| | | 破損等 | 110 | * |

※1 : 「*」は少ないが被害がある

※2 : 「—」は該当無し

出典：香川県地震津波被害想定（第二次公表）

V 脆弱性評価

5-1 脆弱性評価の考え方

「脆弱性評価」とは、本町の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し、評価するいわば健康診断であり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、本計画を策定・実行するうえで、必要不可欠なプロセスである。

本計画の取り組みにおいては、大規模自然災害発生時等、非常時のための施策に加え、非常時を想定しつつ、平時の施策についても見直しを行う必要があることから、脆弱性評価は施策分野ごとに行うものとする（法第17条第4項）。

また、本計画において達成すべき目標を設定し、その妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じるとされる「起きてはならない最悪の事態」を設定する（法第17条第3項）。

評価にあたっては、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うとともに（法第17条第4項）、施策の進捗を把握するため、できる限り定量的に実施する。

5-2 施策分野の設定

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第17条第4項）、基本計画及び県計画に基づき、個別施策分野として、㉔行政機能／警察・消防等、㉕住宅・都市、㉖保健医療・福祉、㉗エネルギー、㉘情報通信、㉙産業、㉚交通・物流、㉛農林水産、㉜環境、㉝土地利用の10分野とするとともに、横断的分野として、㉞地域防災力の強化、㉟老朽化対策、㊱新技術対策、㊲広域連携の4分野とした。

5-3 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで行うことされており、基本計画及び県計画を参考とし、本町の特性を考慮した8つの「事前に備えるべき目標」及び30の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|--|--|---|
| ④町の迅速な復旧・復興を可能にする ③住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図られる ②町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ①住民の生命の保護が最大限図られる | 1 大規模自然災害が発生した場合でも人命の保護を最大限図る | 1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-4 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者のみならず、後年度にわたり、土地の脆弱性が高まる事態 |
| | | 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| | 2 大規模自然災害が発生した直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 長期にわたる孤立集落の発生 |
| | | 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 |
| | | 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| | | 2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺 |
| | | 2-6 被災地域における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する | 3-1 町職員や施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| | 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| | | 4-2 情報の収集・伝達ができず、災害情報が必要な者に伝達できないこと等により避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下 |
| | | 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | | 5-3 物流機能等の大幅な低下 |
| | | 5-4 食料等の安定供給の停滞 |
| | 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る。 | 6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止 |
| | 7 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 市街地での大規模火災の発生 |
| | | 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 |
| | | 7-3 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | | 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| | 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

5-4 脆弱性評価の実施手順

まず、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を横断的な「プログラム」として整理し、次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

個別施策ごとの課題分析にあたっては、現在の進捗状況の把握や今後の進捗管理を行ううえで、達成度のイメージがしやすい指標をできるだけ多く設定し、脆弱性評価の参考となるよう、現況数値を重要業績指標として選定した。

評価結果は、別添資料2及び3のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

徳島県や高知県など、南海トラフ地震により大規模な災害が予想されている地域と比較すると、本県の防災・減災等に資する取組は遅れており、本町においても同様である。特に本町においては、内陸部に位置するなど地理的特性として比較的災害が少ない地域であり、想定を超える災害に対する備えは十分とは言えない。想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえ、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステム整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

(3) 町、住民、事業者などとの連携が必要

個々の施策の実施主体は、町だけでなく、住民、事業者など多岐にわたる。町以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、町における組織体制の強化や各実施主体への適切な支援が必要不可欠であるとともに、徹底した情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要である。

VI 国土強靱化の推進方針

6-1 国土強靱化に向けた施策の分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うにあたり設定した、以下の10の個別施策分野と4の横断的分野とする。

(個別施策分野)

㊤行政機能／警察・消防等、㊦住宅・都市、㊨保健医療・福祉、㊩エネルギー、㊪情報通信、㊫産業、㊬交通・物流、㊭農林水産、㊮環境、㊯土地利用

(横断的分野)

㊰地域防災力の強化、㊱老朽化対策、㊲新技術対策、㊳広域連携

6-2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

推進方針の策定にあたり、施策を推進するための資源は限られることから、効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、本町が直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、計画に盛り込むべき本町の特徴、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、また国の基本計画との一体性等を考慮し、15の重点化すべきプログラムを選定した。15の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | |
|--|--|---------------|---|
| ④町の迅速な復旧・復興を可能にする ③住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図られる ②町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ①住民の生命の保護が最大限図られる | 1 大規模自然災害が発生した場合でも人命の保護を最大限図る | 1-1 | 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者のみならず、後年度にわたり、土地の脆弱性が高まる事態 |
| | | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| | 2 大規模自然災害が発生した直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1 | 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 長期にわたる孤立集落の発生 |
| | | 2-3 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 |
| | | 2-5 | 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能等の麻痺 |
| | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する | 3-1 | 町職員や施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| | 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| | 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 |
| | 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る。 | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 7 制御不能な二次災害を発生させない | 7-3 | ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

次に1で設定した14の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これらの14の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものである。また、各分野における施策の推進にあたり、施策の実行性等を確保できるよう、施策を推進する主体については、**住民**、**事業者**、行政の3区分により明確にしている。また、別添資料1に示すプログラムごとの推進方針との対応関係を明らかにするため、施策分野ごとに④～⑪の記号を付け、分野内の施策ごとに枝番号を付けている。

(1) 行政機能／警察・消防等（記号：①）

（行政機能）

<施設等の耐震化の促進等>

①-1 発災時において応急対策活動の拠点となる役場庁舎及び防災センターをはじめとする町有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】

①-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転等に必要燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】

<業務継続体制の確保>

①-3 大規模災害発生時においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を適切に実施・継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP（業務継続計画）を策定するとともに、必要に応じて見直しを図る。【行政】

<訓練環境の充実強化等>

①-4 大規模災害発生時における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】

①-5 地域の特性等を考慮し、訓練参加者や使用する機材等の訓練環境について具体的な設定を行い、町、警察、消防、その他関係機関などが参加する防災訓練等を実施し、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、住民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【住民・事業者・行政】

<防災関係機関相互の連携強化>

①-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害発生時において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】

①-7 大規模な被災により、町が災害対応能力等を喪失した場合においても、住民に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集等のための県職員派遣など必要な受援措置について検討する。【行政】

<山間部等への対応>

①-8 大規模災害発生時において、道路が寸断される等により山間地域が孤立した場合においても、自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行い、山間部等における防災機能や共助体制の強化を図る。【住民・事業者・行政】

<地域の人材の確保体制の強化>

①-9 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、大規模災害発生後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。【住民・事業者・行政】

①-10 復旧作業の長期化や作業人員の不足等に備え、あらかじめ民間事業者等との間での協定の締結や道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手の確保を図る。【事業者・行政】

<その他の災害対応業務体制の強化>

①-11 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【住民・事業者・行政】

①-12 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図るよう努める。【行政】

(警察・消防等)

<施設等の耐震化の促進等>

①-13 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、消防本部等についても、耐震化を進めるとともに、移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】

①-14 消防(局)本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化を図る。【行政】

①-15 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】

<警察、消防等における体制整備>

④-4 大規模災害発生時における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【行政】
<再掲>

④-1 6 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【事業者、行政】

④-1 7 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】

④-1 8 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。【住民・事業者・行政】

④-1 9 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、町から県に対する災害派遣要請の手順などを平時から確認しておくことにより、大規模災害発生時の連絡体制の確保に努める。【行政】

④-1 0 警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】 <再掲>

<山間部等への対応>

④-2 0 山間部等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】

<治安の維持のための体制整備>

④-2 1 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】

(2) 住宅・都市（記号：⑤）

<公共施設等の耐震性の確保>

⑤-1 発災時において応急対策活動の拠点となる役場庁舎及び防災センターをはじめとする町有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】 <再掲>

⑤-1 学校、公民館、社会福祉施設などの公共施設等については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施

設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。【事業者・行政】

⑩-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】

⑩-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化とともに、老朽化して倒壊などのおそれのある民間建築物については、除却等の促進に努める。【住民・事業者・行政】

<不特定多数の利用者が利用する施設等における対応>

⑩-4 ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。【事業者・行政】

⑩-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】

<避難等の体制の整備>

⑩-6 地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難経路を整備するとともに、避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】

⑩-7 指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等において、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、避難する際の体制整備を図る。【住民・事業者・行政】

⑩-8 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【住民・事業者・行政】

⑩-9 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の修繕、補強等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。
【行政】

⑩-10 水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の浸水想定が実施・公表されたことに伴い、ハザードマップを作成し、住民等に適切に周知する。また、水害発生時に適切な避難が行えるよう、地域における水害特性や社会特性、避難

開始のタイミング等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【住民・事業者・行政】

<市街地等における火災対策>

①-1 1 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【住民・事業者・行政】

①-1 2 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【住民・事業者・行政】

①-1 3 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】

<水道・電力等のライフラインの体制整備>

①-1 4 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【住民・事業者・行政】

①-1 5 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者】

①-1 6 下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道BCPの見直しや応急復旧等の体制整備、県及び他市町とBCPの共同化など災害時対策の連携を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るための長寿命化計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】

①-1 7 大規模災害発生時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など各設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】

<食料・飲料水等の調達等の確保体制>

①-1 8 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という自助の原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水等を準備しておくよう努める。【住民・事業者】

①-19 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

①-20 食料や飲料水等について、山間部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄拠点を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

<帰宅困難者対策>

①-21 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。【住民・事業者・行政】

①-22 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、大規模災害発生後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う【事業者・行政】

①-23 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【事業者・行政】

<自主防災組織の活動体制の強化>

①-24 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【住民】

①-25 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【住民・事業者・行政】

①-12 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【住民・事業者・行政】 <再掲>

(3) 保健医療・福祉（記号：◎）

<医療救護体制の強化>

◎-1 大規模災害発生時における医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域等から医療協力を得るため、自衛隊や日本赤十字社と連携して救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行

政】

㉔-2 訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）などの受入体制の整備を図る。【事業者・行政】

㉔-3 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】

㉔-4 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が円滑に供給できるよう、緊急輸送路等の道路施設等の耐震補強や、道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】

㉔-10 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地域に円滑に到達できるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】 <再掲>

㉔-5 日本医師会が組織する災害医療チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】

<山間部等への対応>

㉔-6 大規模災害の発生に伴う道路の寸断等に備え、山間部等で被災した患者を搬送する手段として、県防災航空隊等との間で緊急時離着陸場所の調整を図る。【行政】

<社会福祉施設等における体制整備>

㉔-7 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】

㉔-8 社会福祉施設等において、災害時における県、町、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。

【住民・事業者・行政】

<感染症等の発生・まん延における対策>

㉔-9 感染症等の発生・まん延を防ぐため、「擦式アルコール消毒薬」、「マスク」、「アルコール含有ティッシュ」、「ポータブルトイレ」などの備蓄に努める。【行政】

(4) エネルギー（記号：㉔）

<再生可能エネルギーの導入促進>

㉔-1 再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源

の分散化、地域経済への波及効果の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度」などにより再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【住民・事業者・行政】

<災害に備えた燃料等の確保体制の整備>

㉑-2 大規模災害発生時において、交通網の遮断や一時的な供給量の縮小により十分に給油ができなくなる事態を想定し、災害対応にあたる公用車等は常に満タンとしておくよう努めるとともに、住民に対しても、災害に備え自家用車の燃料を満タンにしておく等燃料備蓄を促進する。【住民・行政】

㉑-3 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者・行政】

㉒-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転等に必要燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】 <再掲>

㉓-8 社会福祉施設等について、非常用自家発電機等の整備に努める。【事業者】 <再掲>

㉒-10 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】 <再掲>

(5) 情報通信（記号：㉔）

<行政における情報伝達体制の強化>

㉔-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】

㉔-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【住民・行政】

㉔-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、防災行政無線、防災行政メール、香川県防災情報システム、Lアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの適切な管理に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝

達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【住民・行政】

㉔-4 山間部等において、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、移動系無線など持ち運びが可能な通信機器を整備するよう努める。【行政】

(6) 産業（記号：㉑）

<業務継続体制の確保>

㉑-1 商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。【事業者・行政】

<サプライチェーンの途絶を防ぐ対策>

㉑-2 大規模災害発生時において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設等の耐震化など地震への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】

(7) 交通・物流（記号：㉓）

<物資の供給・輸送体制の強化>

㉓-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】

㉓-1 0 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】 <再掲>

㉓-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】

㉓-3 食料や飲料水等の支援物資を一括して集積・管理するための拠点施設の選定及び各避難所への配送ルートを選定を行い、災害対応力の強化を図る。【事業者・行政】

㉓-4 「プッシュ型支援」においては、町の物資需要に関する正確な情報伝達が行えるよう、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、体制整備を図る。【事業者・行政】

㉑-2 大規模災害発生時において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設等の耐震化など地震への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】 <再掲>

<道路ネットワークの強化>

㉔-5 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。また、物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、道路施設の整備を積極的に推進する。【事業者・行政】

<道路施設の防災対策>

㉔-6 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。【行政】

㉔-7 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】

㉔-8 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険個所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】

㉔-9 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者・行政】

㉔-15 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】<再掲>

<山間部等における道路施設等の防災対策>

㉔-10 山間部等において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路等の耐震補強等必要な安全性の確保、部分的な待避所の設置や見通しの改善を図るなど、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【事業者・行政】

(8) 農林水産（記号：㉕）

<ため池の防災対策>

㉕-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所を示すハザードマップ作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【住民・事業者・行政】

㉕-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】

㉕-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなどにより、地域の安全性の確保を図る。【事業者、行政】

㉕-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置するこ

とのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】

<農業施設の整備や地域資源の保安全管理>

⑨-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【住民・事業者・行政】

⑨-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保安全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【住民・事業者・行政】

⑨-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。また、農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき施設の改築・修繕を実施する。【事業者、行政】

⑨-8 災害への対応力の向上による地域への安心・安全感の向上によって、地域の持続的な成長につなげるために、産地管理施設、生産技術高度化施設、有機処理・利用施設等の整備を支援し、安定的で強靱な産地の形成を図り、また農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を総合的かつ機動的に支援し、農山村の活性化を図る。さらに、鳥獣による農林業等に係る被害を防止するため、猟友会をはじめとする関係機関との連携の下、有害鳥獣の捕獲を推進する。【住民・事業者・行政】

<森林整備・保全対策>

⑨-9 森林の整備にあたっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【住民・行政】

⑨-10 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【住民・行政】

⑨-11 山地災害のおそれがある箇所調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【住民・行政】

(9) 環境（記号：①）

<廃棄物処理対策>

①-1 仮集積場・処分場の候補地の選定等を含めた災害廃棄物処理計画について

は、県災害廃棄物連絡協議会において情報共有を図り、早期の計画策定に取り組む。なお、有害物質の漏えい等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者・行政】

①-2 処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等の開催などにより、人材の育成を図る。【事業者・行政】

①-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者・行政】

<有害物質の漏洩による環境汚染等の対策>

①-4 有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者・行政】

<浄化槽に係る転換促進>

①-5 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】

(10) 土地利用（記号：①）

①-1 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等について、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底する。【行政】

①-2 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるよう働きかけることにより、土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【住民・行政】

①-3 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【住民・行政】

①-4 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と

安全な地域づくりに努める。【住民・行政】

- ①-5 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、関係機関が連携して町の防災機能の強化を図る。
【住民・行政】

(横断的分野の推進方針)

(1) 地域防災力の強化 (記号：㊀)

- ㊀-2 4 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【住民】 <再掲>

- ㊀-2 5 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。
【住民・事業者・行政】 <再掲>

- ㊀-1 地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。【住民・事業者・行政】

- ㊀-1 2 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。
【住民・事業者・行政】 <再掲>

- ㊀-1 1 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【住民・事業者・行政】 <再掲>

- ㊀-1 0 水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の浸水想定が実施・公表されたことに伴い、ハザードマップを作成し、住民等に適切に周知する。また、水害発生時に適切な避難が行えるよう、地域における水害特性や社会特性、避難開始のタイミング等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【住民・事業者・行政】 <再掲>

- ㊀-8 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【住民・事業者・行政】 <再掲>

- ㊀-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【住民・事業者・行政】 <再掲>

(2) 老朽化対策（記号：①）

㉔-7 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕や計画的な架け替えを実施するよう努める。【行政】＜再掲＞

㉕-1 5 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

㉕-1 6 持続可能な下水道事業の実施を図るため、長寿命化計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】＜再掲＞

㉖-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【住民・事業者・行政】＜再掲＞

㉖-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。また、農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき施設の改築・修繕を実施する。【事業者・行政】＜再掲＞

①-5 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】＜再掲＞

(3) 新技術対策（記号：㉗）

㉗-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】

(4) 広域連携（記号：㉘）

㉘-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害発生時において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㉘-1 9 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、町から県に対する災害派遣要請の手順などを平時から確認しておくことにより、大規模災害発生時の連絡体制の確保に努める。【行政】＜再掲＞

㉕-1 5 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㉙-1 大規模災害発生時における医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救

護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

VII 計画の推進と見直し

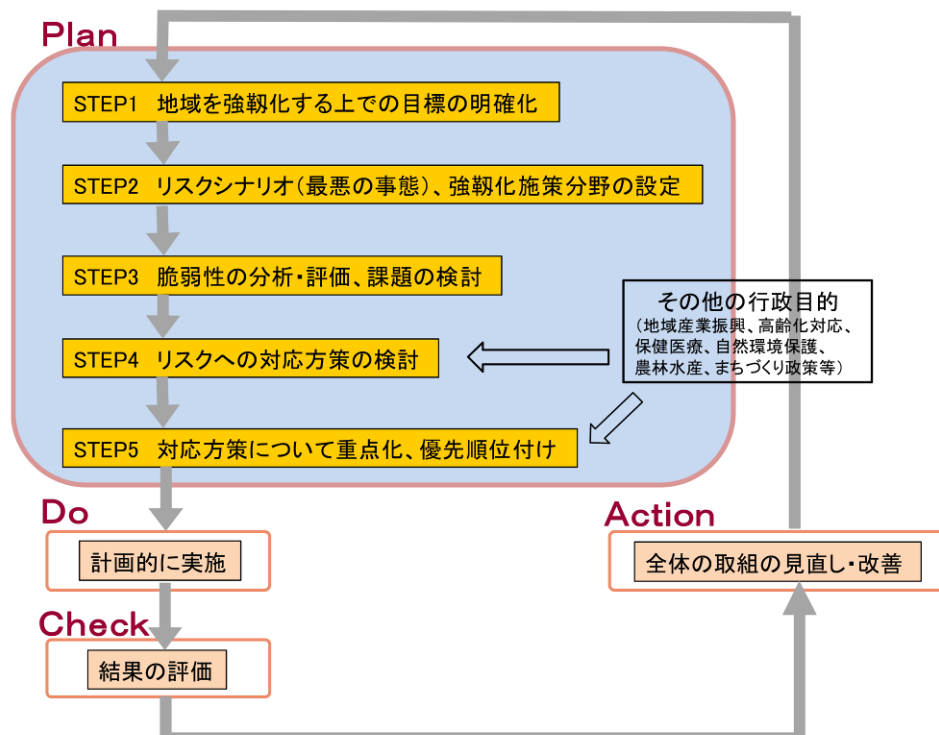
7-1 計画の推進

本計画は一つの所管課等のみで実施できるものではないため、全庁横断的な体制のもと、町、住民、事業者、県や県内他市町等と連携しながら、計画を推進していく。

7-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画を着実に推進するにあたり、重点化する施策プログラムについては、次項に示すとおり進捗管理のための重要業績指標を特に設定することとし、実施に係る問題点、国土強靱化基本計画の修正内容等を踏まえつつ、Plan（施策の再重点化・見直し、他の関連計画の修正）、Do（施策の計画的な実施）、Check（進捗状況等の把握、結果の評価）、Action（全体の取組の見直し・改善）で構成されるPDCAサイクルによる点検、見直しを行っていくこととする。また、その他の施策についても、関連事業の実施状況等を把握する中で同様にPDCAサイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。

なお、PDCAサイクルを効率的にフィードバックさせるため、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握し、重点化した施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。



重点化プログラムの重要業績指標

| 重要化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 | | 重要業績指標 |
|-------------------------------|---|--|
| 1-1 | 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生 | ○町有施設の耐震化率 52.9% (R1) → 60% (R7) ○一般住宅の耐震化率 80% (R1) → 90% (R4) |
| 1-2 | 住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生 | ○消火栓設置数 408基 (R1) → 420基 (R7) ○自主防災組織活動カバー率 87% (R1) → 90% (R7) |
| 1-4 | 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者のみならず、後年度にわたり、土地の脆弱性が高まる事態 | ○土砂災害警戒区域内に所在す要配慮者利用施設を対象とした避難訓練の実施 年1回 (R1) → 年1回 (R7) ○防災上重要な「特定農業用ため池」の指定 0か所 (R1) → 70か所 (R7) |
| 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | ○地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率 100% (R1) → 100% (R7) ○防災行政無線の更新による情報伝達率の向上 アナログ方式 (R1) → デジタル方式 (R3) |
| 2-1 | 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | ○上水道の基幹管路耐震化率 21.7% (H30) → 36.3% (R9) ○備蓄物資の増量 1,300食 (R1) → 2,600食 (R7) |
| 2-2 | 長期にわたる孤立集落の発生 | ○防災行政無線の更新による通信手段の安定確保 アナログ方式 (R1) → デジタル方式 (R3) |
| 2-3 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 | ○防災拠点となる消防署及び消防屯所の耐震化率 71.4% (R1) → 100% (R7) |
| 2-5 | 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺 | ○応急救護所（防災センター内）の設置及び医療救護班（木田地区医師会）の受入訓練 未実施 (R1) → 年1回 (R7) |
| 3-1 | 町職員や施設等の被災による機能の大幅な低下 | ○業務継続計画の見直し 未実施 (R1) → 改訂完了 (R7) |
| 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | ○電力供給途絶時に72時間程度放送を継続できる防災行政無線施設の整備 0か所 (R1) → 35か所 (R3) |
| 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 | ○支援物資集積・管理拠点施設の選定及び主要避難所への配送ルートの選定 未実施 (R1) → 選定完了 (R7) |
| 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | ○上水道の基幹管路耐震化率 21.7% (H30) → 36.3% (R9) |
| 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | ○下水道事業業務継続計画の見直し 未実施 (R1) → 改訂完了 (R2) ○農業集落排水施設の機能診断等の実施 未実施 (R1) → 実施完了 (R2) |
| 7-3 | ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | ○新たな防災重点ため池を調査しデータベース化 未作成 (R1) → データベース作成完了 (R7) ○保全管理体制の強化のためのため池管理者への指導 年0回 (R1) → 年1回 (R7) |
| 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ○災害廃棄物処理計画に定める災害廃棄物仮置場の候補地数 1か所 (R1) → 4か所 (R7) |

7-3 計画の見直し

本計画においては、地域の強靱化の推進に関して、中長期的かつ広域的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の地域の強靱化を取り巻く社会経済情勢、科学的知見等の変化などを勘案し、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

※推進方針ごとに付した番号は、下記に示す本文中の施策分野ごとの各推進方針との対応を明らかにするため、記載している。

(個別施策分野)

①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、

⑤情報通信、⑥産業、⑦交通・物流、⑧農林水産、⑨環境、⑩土地利用

(横断的分野)

⑪地域防災力の強化、⑫老朽化対策、⑬新技術対策、⑭広域連携

1. 大規模自然災害が発生した場合でも人命の保護を最大限図る

1-1：建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

- ①-1 発災時において応急対策活動の拠点となる役場庁舎及び防災センターをはじめとする町有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】
- ②-1 学校、公民館、社会福祉施設などの公共施設等については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。【事業者・行政】
- ②-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】
- ②-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【住民・事業者・行政】
- ⑤-6 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。【行政】
- ⑤-7 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施するよう努める。【行政】
- ⑨-15 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】
- ⑭-1 交通施設等について、耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】
- ⑬-13 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
- ⑩-2 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【住民・行政】

①-16 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【事業者・行政】

①-17 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】

②-11 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【住民・事業者・行政】

②-12 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【住民・事業者・行政】

③-6 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害発生時において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】

1-2：住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生

②-4 ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。【事業者・行政】

②-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】

②-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

②-1 学校、公民館、社会福祉施設などの公共施設等については、避難所としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の下落防止対策を推進する。【事業者・行政】〈再掲〉

②-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】〈再掲〉

③-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技术を積極的に活用していく。【事業者・行政】〈再掲〉

④-4 大規模災害発生時における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境のさらなる充実強化・整備を図る。【行政】

1-3：異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

㉑-11 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

㉑-10 水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の浸水想定が実施・公表されたことに伴い、ハザードマップを作成し、住民等に適切に周知する。また、水害発生時に適切な避難が行えるよう、地域における水害特性や社会特性、避難開始のタイミング等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

1-4：大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者のみならず、後年度にわたり、土地の脆弱性が高まる事態

㉑-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害発生時において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】〈再掲〉

㉑-1 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等について、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底する。【行政】

㉑-2 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるよう働きかけることにより、土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【住民・行政】

㉑-10 水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の浸水想定が実施・公表されたことに伴い、ハザードマップを作成し、住民等に適切に周知する。また、水害発生時に適切な避難が行えるよう、地域における水害特性や社会特性、避難開始のタイミング等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

㉑-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所を示すハザードマップの作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【住民・事業者・行政】

㉑-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】

㉑-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。【事業者、行政】

㉑-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】

①-11 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

①-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】〈再掲〉

①-9 森林の整備にあたっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【住民・行政】

①-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全管理を推進する。【住民・事業者・行政】

①-10 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【住民・行政】

1-5：情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

②-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、防災行政無線、防災行政メール、香川県防災情報システム、Lアラート（公共情報commons）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの適切な管理に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【住民・行政】〈再掲〉

①-14 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】

②-1 避難に関する情報の伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】〈再掲〉

①-10 水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の浸水想定が実施・公表されたことに伴い、ハザードマップを作成し、住民等に適切に周知する。また、水害発生時に適切な避難が行えるよう、地域における水害特性や社会特性、避難開始のタイミング等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

②-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【住民・行政】〈再掲〉

①-8 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【住民・事業者・行政】

①-15 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】〈再掲〉

2. 大規模自然災害が発生した直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1：被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ㉔-3 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】
- ㉔-1 大規模災害発生時における医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域等から医療協力を得るため、自衛隊や日本赤十字社と連携して救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。
【事業者・行政】
- ㉔-10 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】
- ㉔-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】 <再掲>
- ㉔-15 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者】
- ㉔-14 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【住民・事業者・行政】
- ㉔-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技术を積極的に活用していく。【事業者・行政】 <再掲>
- ㉔-19 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】
- ㉔-18 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という自助の原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等を準備しておくよう努める。【住民・事業者・行政】
- ㉔-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】
- ㉔-4 「プッシュ型支援」においては、町の物資需要に関する正確な情報伝達が行えるよう、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、体制整備を図る。【事業者・行政】

2-2：長期にわたる孤立集落の発生

- ⑨-8 大規模災害発生時において、道路が寸断される等により山間地域が孤立した場合においても、自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行い、山間部等における防災機能や共助体制の強化を図る。【住民・事業者・行政】<再掲>
- ⑨-20 山間部等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】
- ⑨-6 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】<再掲>
- ⑨-6 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。【行政】<再掲>
- ⑨-5 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】
- ⑩-20 食料や飲料水等について、山間部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】
- ⑩-18 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等を準備しておくよう努める。【住民・事業者】<再掲>
- ⑩-9 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の修繕、補強等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】
- ⑩-4 大規模災害発生時における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。【行政】<再掲>
- ⑩-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、防災行政無線、防災行政メール、香川県防災情報システム、Lアラート（公共情報commons）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの適切な管理に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【行政】<再掲>
- ⑩-4 山間部等において、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、移動系無線など持ち運びが可能な通信機器を整備するよう努める。【行政】

③-3 大規模災害発生時においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施・継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、必要に応じて見直しを図る。【行政】

2-3：警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

③-4 大規模災害発生時における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。【行政】

③-19 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、町から県に対する災害派遣要請の手順などを平時から確認しておくことにより、大規模災害発生時の連絡体制の確保に努める。【行政】

③-20 山間部等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】 <再掲>

③-2 訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）などの受入体制の整備を図る。【事業者・行政】

③-24 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【住民】

③-25 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【住民・事業者・行政】

③-10 警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保に取り組む。【事業者・行政】

③-12 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図るよう努める。【行政】

③-5 地域の特性等を考慮し、訓練参加者や使用する機材等の訓練環境について具体的な設定を行い、町、警察、消防、その他関係機関などが参加する防災訓練等を実施し、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、住民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【住民・事業者・行政】

③-13 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、消防本部等についても、耐震化を進めるとともに、移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】 <再掲>

③-14 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化を図る。【行政】 <再掲>

③-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】 <再掲>

㉑-15 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】〈再掲〉

2-4：救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

㉑-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】

㉑-8 社会福祉施設等について、非常用自家発電機等の整備に努める。【事業者】

㉑-6 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。【行政】〈再掲〉

2-5：医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

㉑-1 大規模災害発生時における医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域等から医療協力を得るため、自衛隊や日本赤十字社と連携して救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。
【事業者・行政】〈再掲〉

㉑-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害発生時において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】〈再掲〉

㉑-7 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】

㉑-8 社会福祉施設等において、災害時における県、町、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【住民・事業者・行政】

㉑-4 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が円滑に供給できるよう、緊急輸送路等の道路施設等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】

㉑-5 日本医師会が組織する災害派遣チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】

㉑-10 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地域に円滑に到達できるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】〈再掲〉

①-15 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】〈再掲〉

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 : 町職員や施設等の被災による機能の大幅な低下

①-3 大規模災害発生時においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を適切に実施・継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、必要に応じて見直しを図る。【行政】〈再掲〉

①-6 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害発生時において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、全県的な相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】〈再掲〉

①-1 発災時において応急対策活動の拠点となる役場庁舎及び防災センターをはじめとする町有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】〈再掲〉

②-1 学校、公民館、社会福祉施設などの公共施設等については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。【事業者・行政】〈再掲〉

②-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】〈再掲〉

①-13 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、消防本部等についても、耐震化を進めるとともに、移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】〈再掲〉

③-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】〈再掲〉

①-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】〈再掲〉

②-9 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の修繕、補強等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】〈再掲〉

⑤-6 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。【行政】〈再掲〉

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1：電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、防災行政無線、防災行政メール、香川県防災情報システム、Lアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの適切な管理に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【住民・行政】〈再掲〉
- ㊦-17 大規模災害発生時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など各設備毎に耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】
- ㊦-14 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化を図る。【行政】〈再掲〉

4-2：情報の収集・伝達ができず、災害情報が必要な者に伝達できないこと等により避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、防災行政無線、防災行政メール、香川県防災情報システム、Lアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの適切な管理に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【住民・行政】〈再掲〉
- ㊦-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】
- ㊦-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【住民・行政】〈再掲〉
- ㊦-8 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【住民・事業者・行政】〈再掲〉
- ㊦-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 : 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

- ㊄-6 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。【行政】〈再掲〉
- ㊄-10 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊄-1 商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。【事業者・行政】

5-2 : 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- ㊄-4 大規模災害発生時における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【行政】〈再掲〉
- ㊄-16 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊄-17 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【事業者・行政】〈再掲〉

5-3 : 物流機能等の大幅な低下

- ㊄-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊄-10 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊄-2 大規模災害発生時において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設等の耐震化など地震への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊄-5 災害時に輸送ルートの変回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊄-6 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。【行政】〈再掲〉
- ㊄-7 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】〈再掲〉

㊄-8 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険個所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】〈再掲〉

㊄-9 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者・行政】〈再掲〉

5-4：食料等の安定供給の停滞

㊂-19 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】〈再掲〉

㊄-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】〈再掲〉

㊁-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【行政】〈再掲〉

㊁-8 災害への対応力の向上による地域への安心・安全感の向上によって、地域の持続的な成長につなげるために、産地管理施設、生産技術高度化施設、有機処理・利用施設等の整備を支援し、安定的で強靱な産地の形成を図り、また農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を総合的かつ機動的に支援し、農山村の活性化を図る。さらに、鳥獣による農林業等に係る被害を防止するため、猟友会をはじめとする関係機関との連携の下、有害鳥獣の捕獲を推進する。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

㊁-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

㊄-2 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設等の耐震化など地震への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る

6-1：電気・ガス等の長期間にわたる機能停止

- ㊦-17 大規模災害発生時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など各設備毎に耐震化対策や重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図るとともに、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】〈再掲〉
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊦-1 再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化、地域経済への波及効果の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度」などにより、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

6-2：上水道等の長期間にわたる供給停止

- ㊦-15 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者】〈再掲〉

6-3：污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- ㊦-16 下水道BCPの見直しや応急復旧等の体制整備、県及び他市町とのBCPの共同化など災害時対策の連携を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るための長寿命化計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】
- ㊦-7 農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき施設の改築・修繕を実施する。【事業者、行政】〈再掲〉
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊦-5 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】

6-4：地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

- ㊦-6 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。【行政】〈再掲〉

- ㊟-7 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルート確保を図る。【行政】〈再掲〉
- ㊟-8 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
- ㊟-9 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者・行政】
- ㊟-5 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道、林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊟-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊟-10 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㊟-10 山間部等において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【事業者・行政】

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1：市街地での大規模火災の発生

- ①-4 大規模災害発生時における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【行政】〈再掲〉
- ①-14 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化を図る。【行政】〈再掲〉
- ①-13 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、消防本部等についても、耐震化を進めるとともに、移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】〈再掲〉
- ①-17 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】〈再掲〉
- ①-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】〈再掲〉
- ②-2 訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）などの受入体制の整備を図る。【事業者・行政】〈再掲〉
- ②-24 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【住民】〈再掲〉
- ②-25 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【住民・事業者・行政】〈再掲〉
- ②-11 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【住民・事業者・行政】〈再掲〉
- ②-12 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【住民・事業者・行政】〈再掲〉
- ③-18 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。【住民・事業者・行政】
- ③-13 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】〈再掲〉
- ③-15 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】〈再掲〉

7-2: 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ㉑-14 消防（局）本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、警察関係の通信施設等の耐災害性の強化を図る。【行政】〈再掲〉
- ㉑-1 学校、公民館、社会福祉施設などの公共施設等については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㉑-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、防災行政無線、防災行政メール、香川県防災情報システム、Lアラート（公共情報 commons）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの適切な管理に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。【住民・行政】〈再掲〉
- ㉑-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化とともに、老朽化して倒壊などのおそれのある民間建築物については、除却等の促進に努める。【住民・事業者・行政】〈再掲〉
- ㉑-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㉑-15 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。【行政】〈再掲〉

7-3: ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ㉑-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所を示すハザードマップの作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【住民・事業者・行政】〈再掲〉
- ㉑-10 水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の浸水想定が実施・公表されたことに伴い、ハザードマップを作成し、住民等に適切に周知する。また、水害発生時に適切な避難が行えるよう、地域における水害特性や社会特性、避難開始のタイミング等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【住民・事業者・行政】〈再掲〉
- ㉑-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】〈再掲〉
- ㉑-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなどにより、地域の安全性の確保を図る。【事業者、行政】〈再掲〉
- ㉑-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】〈再掲〉

㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】〈再掲〉

㊦-11 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

7-4：農地・森林等の荒廃による被害の拡大

㊦-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保安全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

㊦-8 災害への対応力の向上による地域への安心・安全感の向上によって、地域の持続的な成長につながるために、産地管理施設、生産技術高度化施設、有機処理・利用施設等の整備を支援し、安定的で強靱な産地の形成を図り、また農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を総合的かつ機動的に支援し、農山村の活性化を図る。さらに、鳥獣による農林業等に係る被害を防止するため、猟友会をはじめとする関係機関との連携の下、有害鳥獣の捕獲を推進する。【住民・事業者・行政】〈再掲〉

㊦-9 森林の整備にあたっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【住民・行政】〈再掲〉

㊦-10 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【住民・行政】〈再掲〉

㊦-11 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等による森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【住民・行政】〈再掲〉

8. 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①-1 仮集積場・処分場の候補地の選定等を含めた災害廃棄物処理計画については、県災害廃棄物連絡協議会において情報共有を図り、早期の計画策定に取り組む。なお、有害物質の漏えい等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者・行政】
- ①-2 処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等の開催などにより、人材の育成を図る。【事業者・行政】
- ①-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者・行政】

8-2：道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ②-9 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、大規模災害発生後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。【住民・事業者・行政】
- ②-10 発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保を図る。【事業者・行政】 <再掲>
- ②-3 大規模災害発生時においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を適切に実施・継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP（業務継続計画）を策定するとともに、必要に応じて見直しを図る。【行政】 <再掲>

8-3：地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ③-24 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【住民】 <再掲>
- ③-25 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【住民・事業者・行政】 <再掲>
- ④-1 地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。【住民・事業者・行政】

㉑-3 大規模災害発生時においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を適切に実施・継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP（業務継続計画）を策定するとともに、必要に応じて見直しを図る。【行政】＜再掲＞

㉑-4 大規模災害発生時における救助活動能力を高めるため、町、県、警察、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者、行政】＜再掲＞

㉑-21 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】＜再掲＞

㉑-13 災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、消防本部等について、耐震化を進めるとともに、移転が必要な施設については移転を着実に進める。【行政】＜再掲＞

㉑-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

8-4：広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

㉑-10 復旧作業の長期化や作業人員の不足に備え、あらかじめ民間事業者等との間で協定を締結しておくとともに、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】

㉑-1 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【住民・行政】

㉑-3 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、関係機関が連携して町の防災機能の強化を図る。【住民・行政】

【プログラムごとの脆弱性評価結果】

1. 大規模自然災害が発生した場合でも人命の保護を最大限図る

1-1：建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、住宅が 80% (R1)、防災拠点となる公共施設等が 75% (R1) と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【住民、行政】
- 交通施設等について、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術について、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。【住民、事業者、行政】
- 大規模な地震や風水害が発生した時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するため、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。【事業者、行政】
- 建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。【住民、事業者、行政】
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。【行政】
- 帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。【事業者、行政】

(重要業績指標)

- 住宅の耐震化率 80% (R1)
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 75% (R1)

1-2：住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災により、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。【住民、事業者、行政】
- 大規模地震により火災が発生した場合において、消防車両が火災現場に迅速に出動し、適切な消火活動を実施することができるよう、防災拠点となる施設の耐震化を図る必要がある。【行政】

(重要業績指標)

- 防災拠点となる消防署及び消防屯所の耐震化率 (R1)
 - ・消防署 100%、消防屯所 69.2%

1-3：異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速

に行うため、洪水ハザードマップ等の作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【住民、行政】

- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所为重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。

【事業者、行政】

- 平成31年3月、本町を流れる2級河川新川を対象として、香川県が「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」を公表した、また、令和元年度には、本町を流れるもう一つの2級河川である鴨部川を対象とした「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」が公表される予定である。これを受けて、今後、新たに洪水ハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識の向上を図る必要がある。【住民・行政】

(重要業績指標)

- 新たに香川県が公表した「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」に基づく洪水ハザードマップの作成・公表 未実施 (R1)

1-4：大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者のみならず、後年度にわたり、土地の脆弱性が高まる事態

- Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定等が進められているが、広域かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、対応方策について検討する必要がある。【行政】

- 想定している規模以上の土砂災害、ため池の決壊等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。【行政】

- 社会経済上重要な施設の保全のための施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【住民、行政】

- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【住民、行政】

- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【住民、行政】

(重要業績指標)

- 老朽ため池の整備箇所数（全面改修累計） 16箇所 (R1)
- 大規模ため池の耐震化整備箇所数 2箇所 (R1)
- 大規模ため池の耐震性点検箇所数（累計） 7箇所 (R1)
- 特定農業用ため池が決壊した場合の影響度に応じたハザードマップの作成 16箇所 (R1)
- 多面的機能支払によるため池や水路等の保全管理実施面積 739ha (R1)

1-5: 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- Jアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート（公共情報commons）の加入、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体となる人員・体制を整備する必要がある。【事業者、行政】
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。【行政】

（重要業績指標）

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備 整備済み（R1）
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）新型受信機の整備 整備済み（R1）
- Lアラート（公共情報commons）の導入状況 導入済み（R1）
- 防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化 未実施（R1）
- 防災行政無線（同報系）デジタル化に対応したデジタル戸別受信機の導入 未実施（R1）

2. 大規模自然災害が発生した直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1：被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、高速道路や国道を含め複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【事業者、行政】
- 多数の住民が避難所に避難することで、一人あたりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。【行政】
- 発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者、行政】
- 水道施設の耐震化率は21.7%（H30）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する一方、応急給水拠点の整備、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【事業者、行政】
- 食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。【住民、事業者、行政】
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、県、市町、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。【事業者、行政】

（重要業績指標）

- 上水道の基幹管路の耐震化率 21.7%（H30）
- 橋梁長寿命化事業により点検を行った結果修繕が必要とされた橋梁の修繕率 50%（R1）

2-2：長期にわたる孤立集落の発生

- 道路の防災、震災対策や、洪水・土砂災害対策等を進めているものの、広域的かつ大規模な災害が発生した場合には、山間部等では現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、取組を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。【住民、行政】
- 高齢化率の高い山間地等においては、災害発生時に道路等が寸断した場合に交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができない恐れも想定されるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートや、避難路、代替輸送路等を確保するための取組を促進するとともに、民間備蓄との連携等による備蓄の推進を図る必要がある。【住民、事業者、行政】
- 山間部は土地利用上の制約も多く、避難場所が限定される可能性もあるので、安全かつ安心して避難できる場所を確保する必要がある。【住民、行政】

| |
|---|
| <p>○ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。</p> <p>【住民、行政】</p> <p>○ 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】</p> |
| <p>(重要業績指標)</p> <p>○防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化による通信手段の確保 未実施 (R1)</p> |

| |
|--|
| <p>2-3：警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足</p> |
| <p>○ 消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制の整備、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。【住民、事業者、行政】</p> <p>○ 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>【住民、事業者、行政】</p> <p>○ 消防屯所の耐震化率は69.2%(R1)であることなどから、地域における防災活動拠点となる消防屯所の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。【行政】</p> <p>○ 県及び他市町との連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、信号機電源付加装置の整備等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。【行政】</p> |
| <p>(重要業績指標)</p> <p>○防災活動拠点となる消防屯所の耐震化率 69.2% (R1)</p> |

| |
|---|
| <p>2-4：救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> |
| <p>○ 需要側においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。【住民、事業者】</p> <p>○ エネルギー供給のためのインフラ被災時にはエネルギーを供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【行政】</p> |
| <p>(重要業績指標)</p> <p>○町内にある災害拠点病院の自家発電等設備の設置率 100% (R1)</p> |

| |
|--|
| <p>2-5：医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺</p> |
| <p>○ 災害拠点病院である香川大学医学部附属病院においては、大規模災害発生時に、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、医師会や、他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある</p> |

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者の大量発生により、応急処置・搬送・治療能力等が不全となるおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【事業者、行政】
- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。【事業者、行政】
- 災害派遣医療チーム（DMAT）については、県内全ての災害拠点病院に配置済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、洪水・土砂災害対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。【事業者、行政】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避することにより、救急搬送や災害応急活動の遅延を解消する必要がある。【行政】

（重要業績指標）

- 耐震改修促進法に定める町内医療機関の耐震化率 100%（R1）
- 災害拠点病院におけるDMAT保有率 100%（R1）

2-6：被災地域における疫病・感染症等の大規模発生

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。【事業者、行政】
- 大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。【行政】

（重要業績指標）

- 公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の作成（H27）

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1: 町職員や施設等の被災による機能の大幅な低下

- 行政自らが被災することにより、首長・幹部職員など指揮命令権者の不在及び災害対応にあたる職員の参集率が低下し、業務に混乱を生じる可能性がある。また、地方自治体業務の機能不全は、事後の全ての段階の回復速度に直接的に影響することから、復旧・復興の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【行政】
- 本町では、平成28年度に業務継続計画（BCP）の策定を完了しているものの、業務継続体制を強化するため、より実効性のあるものに見直す必要がある。【行政】
- 庁舎施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震等に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限の人命の安全確保と機能確保が図られるため、着実に推進する必要がある。【行政】
- 消防屯所の耐震化率は69.2%(R1)であることなどから、耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。【行政】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【事業者、行政】
- 吊り天井等の非構造部材の耐震対策が構造体の耐震化と比べ遅れている学校施設において、耐震対策の一層の加速が必要である。【事業者、行政】
- 南海トラフ地震（最大クラス）や大規模な風水害をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、町の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。【行政】
- 庁舎やその他公共施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や河川の耐震強化など、洪水・土砂災害対策、石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】

（重要業績指標）

- 業務継続計画（BCP）についてより実効性のあるものへの修正 未実施（R1）
- 防災活動拠点となる消防屯所の耐震化率 69.2%（R1）【再掲】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1：電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 震度6弱以上の多くの地域や津波浸水地域で屋外施設や需要家屋の被災、通信設備の損壊等により、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。また、電柱の折損等により固定電話が利用困難な地域では、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。【事業者、行政】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や洪水・土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。【事業者、行政】

(重要業績指標)

- 住民への災害情報伝達手段の多重化 未実施 (R1)

4-2：情報の収集・伝達ができず、災害情報が必要な者に伝達できないこと等により避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 住民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、確実な情報伝達手段の構築を推進する必要がある。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。【住民、事業者、行政】
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となるLアラート（公共情報コモンズ）の加入を促進する必要がある。【事業者、行政】

(重要業績指標)

- Lアラート（公共情報コモンズ）の導入状況 導入済み (R1) 【再掲】
- 防災行政無線（同報系）デジタル化による双方向通信手段の構築 未実施 (R1)

5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1：経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する必要がある。また、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を着実に実施する必要がある。【行政】
- 町内中小企業に対し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組む必要がある。【事業者、行政】
- 被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。【事業者】

（重要業績指標）

- 橋梁長寿命化事業により点検を行った結果修繕が必要とされた橋梁の修繕率 50%（R1）【再掲】

5-2：重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震等災害対策の強化を進める。【事業者、行政】
- 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。【事業者、行政】
- 火災、煙、有害物質等の流出により、危険物施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害発生情報を施設周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【住民、事業者、行政】
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携してマニュアル整備等を促進する必要がある。【事業者、行政】

（重要業績指標）

- 防災行政無線（同報系）デジタル化に対応したデジタル戸別受信機の導入 未実施（R1）【再掲】
- 消防団員を対象とした消火活動訓練の実施 毎年実施（R1）

5-3：物流機能等の大幅な低下

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する必要がある。また、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を着実に実施する必要がある。【行政】【再掲】

（重要業績指標）

- 橋梁長寿命化事業により点検を行った結果修繕が必要とされた橋梁の修繕率 50%（R1）【再掲】

5-4: 食料等の安定供給の停滞

- 広域にわたる大規模災害発生時を想定し、町が保有する食料等備蓄物資の迅速な搬出・搬入、また、協定により調達する流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、関係機関との連携・調整を強化し、備蓄物資の供給体制等の強化を図る必要がある。【事業者、行政】
- 災害時に食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。【事業者、行政】
- 災害時に食料等を安定して迅速かつ的確に供給できるよう、協定を締結している事業者と物資搬送訓練等を行う必要がある。【事業者、行政】
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。併せて施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携した施設の保全・管理を推進する。【住民、事業者、行政】
- 食料産業事業者のサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害対策等、各々の災害対応力を強化する必要がある。【行政】

(重要業績指標)

- 老朽ため池の整備箇所数（全面改修累計） 16箇所（R1）【再掲】
- 大規模ため池の耐震化整備箇所数 2箇所（R1）【再掲】
- 多面的機能支払によるため池や水路等の保全管理実施面積 739ha（R1）【再掲】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る

6-1：電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

- 電力供給が遮断されるような大規模災害発生時に備えるため、非常用電源を確保する必要がある。【事業者、行政】
- 非常用発電機の燃料が不足するような事態に備え、石油事業者との間で協定を締結するなど、事前の燃料供給体制を整備する必要がある。
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。【事業者、行政】

(重要業績指標)

- 非常用電源の分散備蓄 20か所 (R1)
- 補助金制度による再生可能エネルギーの導入促進 継続実施 (R1)

6-2：上水道等の長期間にわたる供給停止等

- 上水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことから、現状でその耐震化率は上水で21.7% (H30)にとどまっている。その推進のためには、県広域水道企業団の人材育成やノウハウの強化等を進める必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で供給停止となる可能性があるため、その対策が必要となる。【事業者】
- 大規模災害発生時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、BCPの策定、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。【住民、事業者、行政】

(重要業績指標)

- 上水道の基幹管路の耐震化率 21.7% (H30)【再掲】

6-3：污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水管路の被災により、揺れの強い地域、浸水地域を中心に処理が困難となる可能性があるため、耐震化を着実に推進する必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で処理場の機能停止が想定されるため、BCPを見直しする必要がある。また、県及び他市町とBCPの共同化など、災害時対策の連携を図る必要がある。【行政】
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。【行政】
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する必要がある。【住民、行政】
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。【行政】

(重要業績指標)

- 下水道施設におけるBCPの見直し 未実施 (R1)

○下水道の重要な幹線等における耐震対策実施率 100% (R1)

○農業集落排水施設の老朽化機能診断の実施 未実施 (R1)

6-4 : 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。【事業者、行政】
- 大規模災害発生後は周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性もあるので、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者、行政】
- 物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係機関との協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。【事業者、行政】
- 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送ルート代替性の確保を図る必要がある。また、幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。【事業者、行政】
- 山間部では、陸路が寸断され、救助活動や物資支援の障害となることが想定されるため、早期に啓開できるよう計画を立てる必要がある。【住民、行政】
- 輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 大規模な自然災害が発生した場合の防災・減災に対する施設整備が途上であること、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【住民、事業者、行政】

(重要業績指標)

○橋梁長寿命化事業により点検を行った結果修繕が必要とされた橋梁の修繕率 50% (R1) 【再掲】

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1：市街地での大規模火災の発生

- 大規模な地震災害や風水害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要があり、横断的に進める必要がある。【住民、事業者、行政】
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から住宅密集地の改善に向けて取り組む必要がある。【住民、行政】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。【行政】

(重要業績指標)

- 消防団員の条例定数充足率 98.6% (R1)
- 自主防災組織活動カバー率 97.2% (R1)

7-2：沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県及び市町が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。【住民、行政】
- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、住宅が80% (R1)、防災拠点となる公共施設等が75% (R1)と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいため、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。【住民、行政】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。【行政】

(重要業績指標)

- 住宅の耐震化率 80% (R1) 【再掲】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 75% (R1) 【再掲】

7-3：ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ため池については、築造年代が古く、堤体や取水施設、洪水吐等の老朽化が進行しているものが多く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクが高いため、一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。【住民、事業者、行政】
- 河川整備については、河川整備計画に基づき整備を行っているが、大規模な風水害が発生した場合には浸水する恐れもあるので、完了に向けて計画的かつ着実に整備を行う必要がある。【行政】
- 土砂災害防止対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり、大きな人的

被害が発生するおそれがある。このため、県・町・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。【住民、行政】

(重要業績指標)

- ため池ハザードマップを作成している箇所数 16箇所 (R1)
- 大規模ため池の耐震化整備箇所数 2箇所 (R1) 【再掲】
- 中小規模ため池の防災対策箇所数 0箇所 (R1)

7-4 : 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【住民、行政】
- 森林については、森林整備計画において、水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林の機能が良好に保つよう努めているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【住民、行政】
- 森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の保全等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【住民、行政】

(重要業績指標)

- 多面的機能支払によるため池や水路等の保全管理実施面積 739ha (R1) 【再掲】

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの候補地の選定を促進する必要がある。【行政】
- 海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するもの、海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するもの等があり、これらを放置した場合に船舶航行や港湾・漁港への入港等の際に安全上の障害、漁業従事上の支障となるため、対策を検討する必要がある。【事業者、行政】
- 町においては、国の災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいるところであり、計画策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。【行政】
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報も踏まえた災害廃棄物処理計画の策定を促進する必要がある。【行政】

(重要業績指標)

- 災害廃棄物処理計画の策定 策定済み (H30)

8-2：道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定等の取組が進められているが、被災した建築物や宅地等の危険度判定や道路啓開、また復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【事業者、行政】
- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】

(重要業績指標)

- 業務継続計画（BCP）についてより実効性のあるものへの修正 未実施 (R1) 【再掲】

8-3：地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要な地域の防災力を構築する必要がある。町は、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有による地域の防災力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、県と連携しながら対応する必要がある。【住民、行政】
- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】
- 警察災害派遣隊即応部隊や緊急消防援助隊、災害派遣部隊等の拡充や装備・資機材等の充実が一定程度図られてきているが、訓練練度の向上が必要でありそのための訓練施設の整備を検討する必要がある。【行政】

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、検討が必要となる。【行政】 ○ 町内の警察署・交番等の耐震化率については100%（R1）となっているが、南海トラフ地震（最大クラス）のような大規模災害発生時に備え、警察機能が十分機能するよう引き続き対策を進める必要がある。【行政】 |
| <p>（重要業績指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点となる町内の警察署・交番等の耐震化率 100%（R1） |

| |
|---|
| <p>8-4：広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。【行政】 ○ 地震に伴い広域的な地盤沈降が発生し、洪水等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【行政】 ○ 湛水地域における排水、地盤の嵩上げ、防潮堤等の新設等、インフラ整備や構造物建設を開始する前の基盤整備が必要となり、復旧作業の長期化、作業人員の不足、膨大なコストが生じる等の問題が発生するため、対策検討が必要となる。【行政】 ○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は26.4%（R1）であり、調査等の更なる推進を図る必要がある。【住民、行政】 |
| <p>（重要業績指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内水ハザードマップの作成・公表 未実施（R1） ○地籍調査進捗率 26.4%（R1） |

【施策分野ごとの脆弱性評価結果】

①施策分野（11 分野）

1) 行政機能/警察・消防等

【行政機能】

- 行政自らが被災することにより、首長・幹部職員など指揮命令権者の不在及び災害対応にあたる職員の参集率が低下し、業務に混乱を生じる可能性がある。また、地方自治体業務の機能不全は、事後の全ての段階の回復速度に直接的に影響することから、復旧・復興の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 庁舎施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震等に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限の人命の安全確保と機能確保が図られるため、着実に推進する必要がある。
- 南海トラフ地震（最大クラス）や大規模な風水害をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、町の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 高齢化率の高い山間地等においては、災害発生時に道路等が寸断した場合に交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができない恐れも想定されるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートや、避難路、代替輸送路等を確保するための取組を促進するとともに、民間備蓄との連携等による備蓄の推進を図る必要がある。
- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定等の取組が進められているが、被災した建築物や宅地等の危険度判定や道路啓開、また復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 湛水地域における排水、地盤の嵩上げ、防潮堤等の新設等、インフラ整備や構造物建設を開始する前の基盤整備が必要となり、復旧作業の長期化、作業人員の不足、膨大なコストが生じる等の問題が発生するため、対策検討が必要となる。

【警察・消防等】

- 大規模な地震災害や風水害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

- 警察災害派遣隊即応部隊や緊急消防援助隊、災害派遣部隊等の拡充や装備・資機材等の充実が一定程度図られてきているが、訓練練度の向上が必要でありそのための訓練施設の整備を検討する必要がある。
- 警察施設及び消防庁舎は施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。
- 県及び他市町との連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、信号機電源付加装置の整備等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。

2) 住宅・都市

- 建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。
- 下水管路の被災により、揺れの強い地域、浸水地域を中心に処理が困難となる可能性があるため、耐震化を着実に推進する必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で処理場の機能停止が想定されるため、BCPを見直しする必要がある。また、県及び他市町とBCPの共同化など災害時対策の連携を図る必要がある。
- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 住民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、確実な情報伝達手段の構築を推進する必要がある。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県及び市町が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。
- 帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。
- 主に震度6弱以上の地域で電柱（電線）の被害等が発生し、停電する可能性があるため、早期の復旧を図る必要がある。また、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。

3) 保健医療・福祉

- 公的医療機関や第二次救急医療機関のうち耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時に医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。
- 災害拠点病院における防災・減災機能については、飲料水や食料の一定の備蓄はあるものの、大規模災害時に必要な医療を提供できないおそれがあるため、機能強化を進める必要がある。
- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。
- 多数の住民が避難所に避難することで、一人あたりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の体制等を構築しておく必要がある。
- 災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取組を着実に推進する必要がある。

4) エネルギー

- 発災後の迅速な輸送経路の確保に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。
- 被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。

5) 情報通信

- Jアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート（公共情報commons）の加入、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。
- 震度6弱以上の多くの地域で屋外施設や需要家屋の被災、通信設備の損壊等により、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。また、電柱の折損等により固定電話が利用困難な地域では、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となるLアラート（公共情報commons）の加入を促進する必要がある。

6) 産業

- 町内中小企業に対し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組む必要がある。
- 食料産業事業者のサプライチェーンを途絶させないように、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害等、各々の災害対応力を強化する必要がある。

7) 交通・物流

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 交通施設等について、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術について、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
- 高齢化率の高い山間地等においては、災害発生時に道路等が寸断した場合に交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができない恐れも想定されるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートや、避難路、代替輸送路等を確保するための取組を促進するとともに、民間備蓄との連携等による備蓄の推進を図る必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、県、市町、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。
- 発災後は周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性もあるので、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

8) 農林水産

- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。
- ため池については、築造年代が古く、堤体や取水施設、洪水吐等の老朽化が進行しているものが多く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクが高いため、一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。
- 森林については、市町村森林整備計画において、水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林の機能が良好に保つよう努めているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。

9) 環境

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携してマニュアル整備等を促進する必要がある。
- 地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの候補地の選定を促進する必要がある。
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する必要がある。
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報も踏まえた災害廃棄物処理計画の策定を促進する必要がある。

10) 土地利用

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、地積調査等の更なる推進を図る必要がある。

②横断的分野（4分野）

1) 地域防災力の強化

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、地域防災力を向上する必要があり、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域の防災力を強化するための支援等の取組を充実する必要がある。

2) 老朽化対策

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 交通施設等について、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術について、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。

- 水道施設の老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する一方、応急給水拠点の整備、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。

3) 新技術対策

- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化は一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。
- 交通施設等について、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術について、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。

4) 広域連携

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。
- 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、県外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。

用語の解説

※ (p.XX) は用語が最初に出てくるページを示す。 (p.66)

あ 行

医師会が組織する災害派遣チーム (JMAT)

医師会が被災地に派遣する医療チームであり、避難所等における医療・健康管理活動等を担う。

(p.40)

Lアラート (公共情報 commons)

地方公共団体が発信する避難勧告等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムである。ローカル (Local) な緊急警報 (アラート) を意味する。

(p.22)

か 行

香川県防災情報システム

高松地方気象台が発表する警報等、市町が発令する避難勧告等、県が観測している雨量情報等を収集し、ホームページ、携帯メール、ツイッター、Lアラートにより、多様な手段で県民に防災情報を伝達するシステムである。

(p.16)

合併浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水 (工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。) を処理する設備又は施設である。ただし、公共下水道、流域下水道、市町村が一般廃棄物処理計画に従い設置したし尿処理施設以外のものである。

(p.26)

基幹的農業水利施設

農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ヘクタール以上のものをいう。

(p.25)

緊急消防援助隊

大規模な災害等に対処するために、消防庁長官の求めに応じ又は指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県または市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊である。

高性能救助車

高性能救助車 (通称ウニモグ)。大規模災害現場において、被災者の迅速、的確な救出救助や情報収集等の活動を行う車両である。性能は、浸水約1mの悪路や登坂角最大40度の走行が可能である。装備として、牽引力4.5tのウインチ、投光器等が装備されている。

(p.15)

戸別受信機

各住戸内に設置される同報系無線子局である。住戸内に設置することにより、屋外スピーカー型同報系無線の欠点であった、天候等の影響を受けなくなる利点がある。

(p.23)

さ 行

災害派遣医療チーム (DMAT)

医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期 (おおむね48時間以内) の活動を担う。

(p.21)

サプライチェーン

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称である。

(p.23)

指定緊急避難場所

地震、津波等の切迫した災害より住民等の安全を確保する観点から、当該災害の種類ごとに危険が及ばない安全な場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する公園、学校、河川敷、津波避難タワー等の場所又は施設等である。

(p.18)

指定避難所

被災者の円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間

生活する場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する学校や公民館等の公共施設等である。

(p.18)

冗長性

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていることをいう。

(p.12)

消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織である。

(p.16)

信号機電源付加装置

地震等の災害により、電源の供給が遮断された信号機が消灯した場合、自動的に発電して信号機を点灯させる機能を有する電源装置である。

(p.16)

水源かん養機能維持増進森林

土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能を発揮する森林である。

(p.65)

ストックヤード

災害廃棄物を一時的に保管する施設である。

(p.66)

脆弱性

脆くて弱い性質または性格のことである。

(p.10)

全国瞬時警報システム（J-ALERT）

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステムである。

(p.22)

大規模盛土造成地

谷を埋めた造成宅地で盛土の面積が 3,000 m² 以上のもの、又は傾斜地に盛土した造成宅地で盛土をする前の地盤の傾斜が 20 度以上かつ盛土の高さが 5m 以上のものをいう。

(p.52)

多面的機能支払

農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成)の維持・発揮を図るため、農業者などで構成される活動組織が、水路・ため池などの草刈や泥上げ、農道の路面維持など地域資源の適切な保全管理などを実施するための共同活動を支援する交付金である。

(p.53)

湛水

下水道分野における湛水とは、河川などの高水位の影響により内水排除が困難となり、雨水流出が内水域に滞留することである。

(p.67)

単独浄化槽

便所と連結してし尿のみを処理する設備又は施設である。ただし、公共下水道、流域下水道、市町村が一般廃棄物処理計画に従い設置したし尿処理施設以外のものである。

(p.26)

治山対策

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つであり、森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業と、地すべり等防止法に規定する保安林等の存する地域で行う地すべり防止工事等の事業をあわせたものである。

(p.25)

同報系無線

屋外スピーカーや戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムである。

(p.23)

道路啓開

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることである。

(p.16)

な 行

内水

一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、公共下水道により雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道や水路、河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のことである。

(p.67)

は 行

ハザードマップ

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

(p.18)

BCP

BCP（Business Continuity Plan）は、企業においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のことである。

(p.15)

避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者である。

(p.18)

プッシュ型支援

支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の支援方法である。

(p.23)

プル型支援

支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の支援方法である。

(p.23)

ま 行

や 行

ら 行

わ 行